

# 戦後思潮考究 「序説」 (五)

中 島 甲 臣

## 始めに

本稿は、既述『戦後思潮考究「序説」』(一)～(四)の継続であり、その基本姿勢はそれらと同じである。

## 論考の基調

### 公正さ

およそ何事かに関して一種の倫理的判定、則ち正邪善悪の判定をなそうとするならば先ずもって公正さが必要であ

る。

例えば、一国内の司法権の行使は、ある意味では正邪善悪の判定、一種の倫理的判定、を行っているのだから、国民がそれに服しているのはその公正さに信を置いているからである。社会的地位、経済状態等の一切の付带的条件の如何に拘らず、何人に対しても、同一の犯罪には同一の処罰がなされると信ずるが故に、仮に自己にある種の裁定がなされても、無論複數審制の不服上告はあるが、それに服し、又「世間」はそれを承認するのだから、無論完全は望み得ないとしても少なくとも公正さはあると認識していると思われる。

近代国家は司法権、警察機構が確立しているから、司法に対する不信があつても、直ちに国家の基本が揺るがされるところと云うことはないが、「霜を履んで堅氷至る」の俚諺の示すとおり、公正さの軽視はやがて国家の根幹を揺るがすであろう。それに比べれば矮小ではあるが、金丸元自民党副総裁と新潟県知事に対する司法の対処の差が「国民」の司法の公正さに就いての疑惑を生み、やがては金丸氏の権力の失墜になったことは、記憶に新しいことである。

「国家」に対する倫理的判定も同様である。公正ならざる判定には人は信服しない。

我国は戦後五十年、陰に陽に「激しい？」倫理的判定を受けてきた。現に今日でも「反省」を強いられている。敗戦に至るまでの我国の行動が悪と判定されるならば、国内の司法権の行使と同様に、我国を含め、如何なる国家に就いても「同一の行動には同一の判定がなされる」と認められるとき始めて人はその判定に信を置くであろう。

## 戦勝国の態度

現在の我国の「体制」は戦後の「戦勝連合国」の対日政策に依って決定された。その場合の基本態度は、彼らの国益から決められた。

その眼目は、多分、日本をして再び彼らの脅威とならぬようにする事、その一点のみであったと考えられる。

別に日本のため等という事項は彼らの視野には当然ながら全く入っていない。彼らは、対日戦では相互に利害は一致していただろうが、日本が敗北した後は、当然、相互の国益の矛盾相克が起こる。それが後々戦後の日本の国情に反映する。

この場合、日本のとる行為が彼らの脅威となるかどうかの判定は勿論「戦勝連合国」側が決める事で、日本が決める事ではない。

この様に書いてくると、客観的に眺めた場合、彼らがひどく身勝手に見えてくるが、又事実その通りであるが、これは別に目新しい事ではない。程度の差こそあれ、大体戦勝国が相手側に対してとる通例の態度である。

例えば、昭和七年九月十五日、日本と満洲国間に調印された「日満議定書」は日本の既得権尊重と共同防衛のための日本軍駐屯の二個条のみだが、秘密文書として

(一) 満洲国の治安維持及び国防は全て日本軍に委任する

(二) 満洲国は日本軍隊が国防上必要とする既設の鉄道、港湾、水路の管理、または今後の鉄道の施設権を日本に依頼する

(三) 日本人官吏の選定は関東軍司令部の同意を得ること

のほかさらに国防上必要な鉄、石炭等の鉱業権に関して、広範な日本の独占権を設定し、更に日本軍は満洲国内に於いて自由に軍事行動をとることが出来、満洲国は日本軍が必要な土地建物を無償で提供することなども約束させている。

昭和十五年十一月三十日、一方で「日支事変」と称する「戦争」が現に継続されている最中に、日支協議記録を基礎として、日本と汪兆銘政権との間に締結された「日華基本条約」(内容略)がどのような内容になっているかは想像に難くないであろう。

日本と満洲国、日本と汪兆銘政権との関係は、敗者と勝者の関係である日本と「戦勝連合国」の関係とは異なるが、心理的には同様であろう。

戦勝国が相手側に対してとる態度は、表現、程度等は当事国(複数)の国情、その時点での国際関係などにより異なってくるが、基本的に大差はない。

## 対日政策の基本

さて、「戦勝国の態度」の通性にに基づき、日本をして再び彼らの脅威とならぬようにするにはどうすれば良いか。簡単である。日本に一切の軍備をさせなければ良い。

しかしそれは外的条件である。それよりも日本自身が内発的に自分達に脅威を与えようとする意志を全く持たぬ状態になり、かつその様なメンタリテイが今後永続することが「戦勝連合国」にとって最も望ましい状態である。そのための国家構造の改変、国民感情、思考様式の根本的改変を行おうとした。きつい表現をすれば、「洗脳」であり、近頃一部で使われた用語ではマインド・コントロールである。

## いわゆる民主化

彼らは、自分達の行った日本の国家体制の改変を「民主化」と呼んだが、その「民主化」の狙いは、彼らの考える日本の一枚岩的団結の破壊である。

その背後にあるのは

天皇を頂点としピラミッド型に構成された、上から下へと支配する日本の権力機構が、国民の自由な意志を縛って戦争に駆り立てたと云う見解である。

これは現象的には相当正鵠を得ているように見えるが、政治、軍事、思想等を含めた文化複合体は相互に錯綜した関連をもっており、その全体の動向は到底単純に割り切れるものではない、が、その分析はこれ又日本文化論全体を構成するほどの大問題になるので今は触れない。

それはともかくとして、少なくとも彼らは上記の権力機構を想定し、それを破壊しようと努めた。

しかしながら

拙論には「しかしながら」と云う接続詞が続発するが、その理由に就いてはこのシリーズの三、紀要第二十五号一三三頁でも、また上記でも言及してある通り、範囲を一国に限定した場合でも、文化複合体は、その全体の動向は到底単純に割り切れるものではないからである。

ある事項の肯定は、直ちにはその否定の否定につながらず、ある事項の否定は、直ちにはその否定の肯定につながらないのである。

天皇の政治的「権力」の変更、皇族の範囲の縮小、華族制度の廃止、財閥の解体、農地改革、男女の同権、各種労働法の設定等々は何れも上記思考の結果である。序でに云わせて貰えば、当方はその「殆ど」に賛成である。寧ろこの様な「改革」が日本自身の手で行い得なかった事に近代日本の未熟さがあり、今次大戦の発生と日本の敗北も此処に根ざすように思われる。本来が日本の敵対勢力でありながら、日本人が、一部の誤解を蔵しながら、彼らを恰も解

放軍のように迎えたのもその原因の一つにこの様に事項があると見て良い。

上述のように、彼らの行つたいわゆる民主化政策は、かなりの部分で正当性があり、後の我国の「発展」に寄与した部分のあることは「公平」に見て、認めねばならない。

しかしながら、彼らが「日本のために」その様な政策をとったかと言われれば、答はノーである。

勿論彼らの中には「理想」に燃えて、「被圧迫者」であつた「日本人民」を解放しようと考えたものもあつたらう、また一部にはGHQ内部にいたニューデイル派の「残党」による「心からなる」社会主義的発想もあつたらうが、事實は彼らの国益による措置である。その本質は本シリーズ(一)でも言及したように divide and rule で、彼らの考える「被圧迫者」に「力」を与え、ピラミッド型のヒエラルキーを壊し、「上層部の権威」を破壊し、かりに「権力者」が「戦争」を企図しても、民主的な「人民」がそれを阻止し、これによって日本の脅威は絶たれると考えたのであろう。

占領政策の最大のヒットと考えられる農地改革も、上記の政策の枠組みの中の産物と考えられる。別に「戦勝連合国」の日本農民に対する溢れるような愛情、同情の結果とは考えられない。もしそうであるならば、遙か後にはなるが、何故、現在、農業問題で、彼らが「解放」した筈の日本の農民に全面的対決を迫ってきているのか。辻褄の合わぬ話である。

しかし divide and rule は、「彼ら」の予想通りか、予想外かは不問として、十分に効果を發揮したようである。何事に就いても、その後、日本の国論がまとまつたことはない様に見えるからである。

上記事項に、筆者の考える若干の注釈を加える。

民主化による戦意の減殺と云う考えは一見もつともらしく見えるが、本当に彼らがそう考えたのなら、考察不足ではないか。それでは、民主国家米英は戦争をしたことがないか、明らかにノーである。彼らは自分達は過去において「正義の戦い」を行い、将来も必要とあれば行う、と云うであろう。しかし拙論で屢々言及したように「春秋に義戦なし」である。程度の差は認め得ても、正義は相対的である。「相手」は「悪の権化帝国主義」と戦うと云うであろう。単に民主化と云うだけならば、それによつて日本が戦争に関与しない保障はない。

日本の民主化、社会主義化が、主観的には一部のアメリカ側の善意によることは認められるが、総司令部内のニューデール派の「残党」が、自国で必ずしも十分な共感を得なかつた政策を、自分達が生殺与奪の権限を握っている日本に実施するのは、程度の問題はあるが、一種の人体実験のようなものではないか。筆者は此処に「戦勝国」の一種言い様のない傲慢さを感じる。彼らが誇る日本の教育制度の改変にも同様の感じを持つ。

先にも触れたように、範囲を一国に限定した場合でも、政治、軍事、思想等を含めた文化複合体は、相互に錯綜した関連をもっており、それなりに一種のバランスを保っている。たとえ善意に基づくものとしても、この様な一国の文化複合体に強いインパクトを与えるときは、波及効果の結果、予想もしない望ましくない結果が生ずるかもしれない。それに対して「彼ら」は責任を負うのだろうか。



このような事態は、「いわゆる生態系の変化」を連想すれば一層明瞭である。

自然の生態系は、全体として微妙な調和を保っており、それに僅かな人工的操作を加えても、自律的自然法則に従い、順次「変化」が生じ、始めには予想もなかったような状態を招来し、結果として当面の生態系に対して修復不能の被害を与える可能性がある。よほどの正確な見通しを持つ場合を除いては、軽々しく生態系に操作を加えるべきでないと言ふ自然保護運動の根拠は此処にある。

さて、生態系でさへ、か、生態系なるが故にか、は問題だが、「自然」の生態系でさへこの通りである。自由意志を持つ人間の集合の形成する文化複合体ではどうかは云わずして明かであろう。

政策の実施は、全て、文化複合体に加える「人工的操作」であると筆者は考える。従って政治家を含め政策の実施者は、全て、意図に就いてではなく「結果」に対して責任を問われる。戦勝国は、日本の文化複合体に、たとえどの様な望ましくない「変化」が生じても、多分それに対して何の責任も持たないだろう。一種の人体実験と称する所以である。

また、単に、自国で十分に実施し得なかつた「理想」を占領者として占領地に実施するという点だけに着目すれば、日本が満州に実施した態度と同じである。また「主観的善意」に関しても、五族共和・王道楽土を信じ、法治国家の態をなしていなかつた満州の地を近代国家にしようとして献身した日本人も居たはずである。満州の地の人々はそれにど

の様に応じたか。

しかし此処でも、同時に、日本が満州に於いて文化複合体に「人工的操作」を加えたことを自認しなければならぬ。筆者が既に屢々触れてきたように『同一の行動には同一の判定がなされる』と認められるとき始めて人はその判定に信を置くであろう』からである。

### 民主主義的・社会主義的政策と日本

先に述べた農地改革、男女の同権、各種労働法等の民主主義的・社会主義的政策の実施は当然自国の手で実施して然るべきものであった。

戦勝国に与えられ、日本の後進性をさらけ出すように見られるのは如何にも残念である。

では「当時」日本で民主主義的・社会主義的政策の実施は可能であつたらうか。「戦後思潮考究序説」として、素描を承知の上で一言触れてみる。尚、筆者は「当時」として、明治末期から昭和一桁末期位迄を漠然と考えている。

さて、この「変革」の実施の可能性を考察するということは、ある意味では、あつたかも知れない別の日本の歴史を探ることであり、「当時」の国策の再検討でもある。

これを本格的に行おうとすれば、国民の意識構造、民度、産業構造、支配層の意識構造、他国との関係等々のいわ

ゆる文化複合体「全体」を考察の範囲に入れねばならない。既に屢々触れてきたように、それらは相互に深い関連を持っており、更に夫々の背景としての歴史がある。

先の用語によれば、「生態系」の分析と、それに加える操作の「反応」と、変化の行く末の見通しを行う、と同義の考察となる。

これが途方もない大事業であることは論を待たないであろう。

例えば、複雑多岐に亘る「他国との関係」の中の次のほんの一例でも、如何に困難な課題が含まれていたかが分かる。

大正テモクラシーが高唱されていた大正十一、十二年にはワシントン海軍軍縮会議が、更にそれに続く昭和四、五年にはロンドン海軍軍縮会議が夫々開かれている。

軍縮会議と云えば如何にも平和の象徴のように見えるが、これは形を変えた「戦争」である。当時、ロンドン海軍軍縮会議の首席全権であった若槻礼次郎の回顧録によれば

……条件に不満である軍人達がこもこも私の処にきて、不満を訴えた。こんな条約でどうして国家を守ることが出来るのかと云う。私はそれは覚悟の上で、一々それに応答していると、中には激高して鼻血を流しているも

のもあり、不穏な空気が漲っていた。……外に向かつて戦うことは、同時に内に向かつて戦うことでありそうではない。なればことはまともなものである。(明治・大正・昭和・政界秘史Ⅱ若槻礼次郎Ⅱ講談社学術文庫)

とある。鼻血を流すどころではない、若槻は言及していないがワシントン海軍軍縮会議に関連して海軍部内で憤死者が居たはずである。則ち日本は「民主主義国家・米英」と水面下で「戦争」をしていたのである。

しかしながら、それが今度は、結果において二百五十万人以上の犠牲者を生む敗戦にとつながる。政治、軍事、思想等を含めた文化複合体全体の動向は到底単純に割り切れるものではない。

しかし、それはともかく、「当時」日本の民主化を高唱できたであろうか。

註(7) 民主主義、社会主義は単純に並立し得るものであるかどうかは即断できない。勿論、並立しないとも即断できない。共産主義的国家が人民民主主義国家と名乗っている一方で、「民主主義」国家(群)が社会主義、共産主義国家と戦争している事実もある。筆者は此処ではアメリカを中心とする「戦勝連合国」の対日政策を論じている。民主主義、社会主義間の問題を知らぬ訳ではないが、「当時の」政策を論ずる場合のスローガンとしてもちいている。後述の林健太郎氏からの引用文にも「民主主義、ひいては社会主義の時代」と云う文言がある。

此処では、その様な全面的考察は一応棚上げとして、そのごく一部の、国家存立の保障と社会正義の相克、国内安定勢力の存否の二点の、素描の素描を描いてみる。

先ず国家存立の保障から。

### 国家の存立の保障・国益の保持

国政の責任者にとっては国家の存立の保障・国益の保持、は最重大事項である。それを示すには次の事項を指摘するだけで十分であろう。

「かの社会党」の五十嵐官房長官「でさえ」、「金日成主席死去」に際し、平成六年七月九日の緊急記者会見で、同七月十日に朝鮮半島情勢分析会議を召集する理由を問われ

『国家というものは一年中いかなる場合も、国民の幸福な生活を保障して行かなければならない』と表情を引き締めて答えた。

とある。

不思議なことではないか。五十嵐官房長官は「国家というものは一年中いかなる場合でも、国民の幸福な生活を保障して行かなければならない」と云う。「一年中いかなる場合でも」、であるならば、何故七月八日に開かないで七月十日に開くのか、現に筆者がこの原稿を書いている平成七年三月十四日に「国民の幸福な生活を保障して行く」為の会議は開かれていない。

「金日成主席死去」に際して、朝鮮半島情勢分析会議が開催されている以上、国家の存立、安全の保障が主題である

ことは明白である。彼は、それを韜晦し、「国民の幸福な生活の保障」と云う甘い言葉で表現している。国家の存立、安全の保障こそ「国家というものが、一年中いかなる場合でも、保障して行かなければならない」事項なのである。「かの社会党」の五十嵐官房長官「でさえ」責任ある立場に立てば、事情は変わったとの一言で、彼らが過去何十年に亘って「主張」してきた「理想」を弊履の如く平然と捨てさるのである。

ことほど左様に国政の責任者にとっては、国家の存立の保障・国益の保持、は最重大事項である。

## 社会主義

では、一方、社会的正義を、例え一部にせよ内蔵していると見られる社会主義に就いては、どうであろうか。

社会主義の総本山・共産主義には

資本主義国の共産党は自国の敗戦のために戦う

と云う「規定」がある。

これが、かの社会党籍の官房長官でさえ高唱する国家の存立の保障・国益の保持に矛盾することは明白である。

鍋山貞親氏、赤色国際労組同盟常任委員、汎太平洋労組会議書記局常任書記、昭和四年共産黨員全国検挙で逮捕、同八年獄中転向、は次のように語っている。

昭和三年の夏、モスクワでコミンテルン第六回世界大会が開かれ、そこでの決議文「帝国主義戦争反対闘争における共産主義者の諸任務」の中に、戦争の場合資本主義国の共産党は自国の敗戦のために戦う、と云う「規定」がある。

戦争は資本主義の内的矛盾が発展したことから生じたものであり、最も激化した形における一つのあらわれである。その矛盾激化に乗じて、これを自国の敗戦に追い込む。……それを利用し帝国主義戦争を内乱に転じて、権力の掌握に到達して行く。そこで自国敗戦主義は、「帝国主義戦争を内乱へ」と云うスローガンと結びつく。これはレーニンが打ち立てた基本的テーゼです。……（鍋山貞親・語り継ぐ昭和史・朝日文庫）

同様の考えは共産主義者及びそのシンパサイザーに広く信じられていたようで、後に昭和四十三年の東大紛争百七十三時間の軟禁に毅然たる態度を示した林健太郎氏も、マルキストであった若き日の回想として、次のような記述がある。

シナ事変は……泥沼状態に陥ったため、その打開のため中国を越え更に南方に進出することになり、それを阻止しようとする米英との開戦となった。日本帝国主義がその予先をソ連でなく米英に向けざるを得なかったのは資本主義の自己矛盾であり、それは歓迎すべきことであった。……それによってこの戦争は全世界的規模におけるファシズム対民主主義の決戦となった。……日本は……圧倒的な生産力を誇るアメリカに対して究極の勝利を

得ることは出来ない。……何時のことになるかは分からないが、やがて世界はファシズムが敗退して民主主義、ひいては社会主義の時代を迎えることになるだろう。

余所事のような言い方で本当ではないと思われるかも知れないが、これは当時の私の偽らざる気持ちであった。……私自身は相変わらず、この戦争は負けるだろうし、また負けるべきだと考えていたが、その負けるというところが具体的にどういう形で表れるかと云うことについてははつきりしたイメージをいだくことはできなかった。……しかしその中に、私といえども戦争をそう他人事のように考えていられない事態が起こって来た。……これは随時兵隊にとられる事を意味していた。……

(昭和史と私)

ゾルゲ事件の共犯として処断された尾崎秀実も、日本を長期消耗戦から敗北へ導こうとして

「……この意味に於いて、日本は戦争の始めから、米英に抑圧せられつつある南方諸民族の解放をスローガンとして進むことは大いに意味があると考えたのでありまして、私は従来とても、南方民族の解放を『東亜新秩序』創建の絶対要件であるということを、しきりに主張して居りましたのは、かかる含みを籠めてのことです。この点は日本の国粹的南進主義者の主張とも殆ど矛盾することなく主張される点であります」

(竹山道雄・昭和の精神史Ⅱ講談社学術文庫より引用)

これは論旨に於いて林氏の考えと同じである。



さて、一般に戦争のような危機的非常事態が発生した場合は、人はイデオロギーで動くよりもっと原初的動機で動くのではないか。

イデオロギーは「血は水よりも濃い」を克服できるか。

歴史的事実としてそれはノーであった。

例えば独ソ戦争に於いて、ソ連はこれを共産主義防衛戦争とは呼ばず、大祖国戦争と呼んだ。母なるロシアの血と民族と土を守れの叫びである。単に「血と民族と土」の高唱のみに限定すれば、これは現在もなお存続している各地の戦争・紛争と変わるところはない。この様な事柄は、人間社会の持つ一種の暗い業を予想させるが、事実はかくの如きものである。

国際共産主義の勝利や、資本主義国の共産党の自国敗北主義に就いては、人、夫々の考えではあろう。しかし、上記のような事実を無視する「観念論者」に、国家の存立の保障・国益の保持を委任することは出来ないだろう。

「……敗戦とは、戦線だけの問題ではない。全国民生活が救い難いほどの窮乏、困難、混乱に陥ることを意味する。……意識的、計画的に、その実現を図るとはなんたることか……もともと戦争は、国と国との関係が全面的な破綻に陥ることだ。相手方と労働者政権による社会主義の国であっても、その国の軍隊が打ち出す弾は……資本家だけに当たるといふわけにゆかぬ。だれかれの区別なく当たる。つまり、全国民的の苦難が降りかかってくるのである……」

(鍋山貞親・語り継ぐ昭和史・朝日文庫)

と云う、鍋山貞親氏の発言は、彼がその経歴により戦後共産党から厳しい指弾を受けたこと、この発言が昭和五十年

に行われたことを割り引いても、なおかつ「自国敗戦主義」に対する「素直」な反応と考えられる。前記の林氏の「余所事のような言い方で……しかしその中に、私といえども戦争をそう他人事のように考えていられない事態が起こつて来た。……これは随時兵隊にとられる事を意味していた。……」では、東大紛争百七十三時間の軟禁への毅然たる態度がなかったら、到底鍋山貞親氏の覚悟と同列に考える事は出来ない。

また、この様に考えれば考えるほど、主観的意図はともかく「自国敗戦主義」に乗せられたか否かは不問とするも、今次大戦で、結果として「自国を敗戦に導いた」人々の責任は極めて重いと云わざるを得ない。

「尚上記三者の共産主義に就いての発言の「時期」は明示してある。」

社会主義的思考が直ちに共産主義に通ずるとは限らない。しかし、この様な事情を考慮するとき、此処でも、国政に責任を持つものが、社会主義へのシンパシーを高唱することは難しかったろう。

しかし、「当時」の我国が、明治以来の一面の合理主義的進歩を見せながらも、一方で半封建的、後進的要素を内蔵し、それが却って国益を損じていたこともまた事実である。云はば矛盾を内蔵していた。

文化複合体は、「禍福糾える縄の如し」の俚諺通り、長所、短所、裏、表、プラス、マイナスは糾える縄の如く、糾える蔦の如く、分かれ難く入り組んでいる。マイナスを含まずプラスの面のみを抽出することが出来るか、プラスは必ずマイナスの裏付けを持ち、やがては「裏」に蚕食されるか。国民全体を含めて国益を担う責任者はどの様な判定

を下すか。

昭和初期から昭和十年代に掛けての各種の「事件」は、その奇形化された改革とも考えられる。

しかし、共産化しても、社会党の五十嵐官房長官の云う「国民の幸福な生活の保障」は結局得られなかったであろう。ソ連並びその衛星国の共産党の崩壊並びにその現状がそれを実証している。

歴史的地政学的条件を無視しての議論は無責任に発すべきではなからう。

### 国内安定勢力の存否

地主制度は多分我国の内蔵していた半封建的、後進的要素の最たるものであつたろうが、これを解消させる程の安定勢力は遂に明治以来我国には存在しなかつたと思われる。

個人の権利に対する意識は戦前と戦後では大いに異なるではあろうが、神戸大震災後、大局的にみた場合誰も反対できぬ筈の復興計画が、平成七年三月現在、総論賛成、各論反対で難渋している。このことは、「私権の制限」が、云うは易く行ふは難きことを如実に物語たっている。

それでは、地主側にとって、それとは比較にならぬ程の「私権の制限」である農地改革が、如何に困難であつたかは想像に難くない。

それに匹敵するのは、廃藩置県ぐらいであろう。廃藩置県は大名にとって先祖代々の領地、領民の喪失であり、武士にとつても事情は同様である。私権の制限どころか、私権？そのものの喪失である。三百年の「泰平」で大半の藩

が危機処理能力を喪失し、自信を喪失していた時期に、御親兵として、戊申戦役に勝利した薩摩、長州、土佐の三藩の兵力を背景に行われたからこそ成就できたのだろう。僅かに自主的判断の可能だった薩摩藩の実質的藩主久光が、磯の邸内で終夜花火を打ち上げさせて鬱を散じただけである。

この項の課題、則ち

「当時」日本で民主主義的・社会主義的政策の実施は可能か否か

の答はどうやら一応出たようである。

では何故それが戦勝国によって可能であったか。

答は簡単である。天武朝、鎌倉幕府、秀吉、徳川幕府、薩・長藩閥も遥かに及ばぬ、恐らく日本史上かつてなかった強力な、「安定勢力？」が日本に蟠踞したからである。

日本は、「資本主義国の共産党の自国敗北主義」などとは何の関係もなく、林健太郎氏が指摘しているとおり、また大多数の日本人が実感しているとおり「圧倒的な生産力を誇るアメリカに」負けた。アメリカは、「国際共産主義の方針」などには一顧も与えず、また与える必要もなく、自国の国益に基づいて、日本に民主主義的・社会主義的政策を適用した。農地改革がもし旧欽定憲法に違反する疑いがあれば、憲法を改正すれば良い。彼らはそんな事に何の躊躇いもない。しかもそのかなりは日本にとって有利であった。日本を悩ませた？ 共産主義から分離した社会主義的政

策の実施が、意外にもアメリカによつて、始めて可能になった。まことに歴史の展開は端倪すべからざるものがある。更に加えれば、アメリカは日本に最終の責任を持たない。

日本の命運は日本が切り開いて行かねばならぬことを我々は銘記すべきである。

註(イ) これは大局論である。戦後共産党への投票率は絶対率で常に一桁台だが、「革新」勢力と保守勢力の、冷戦下の代理戦争とも言うえる角逐が継続してきた事は周知の通りである。

## 憲法第九条及びその関連事項

この様に考えてくれば、日本国憲法の設定、内容も彼らの思考圏内の事項である事が分かつう。

拙論で何度も触れたように、その眼目は、多分、日本をして再び彼らの脅威とならぬようにする事、その一点のみであつた。

これから、標題の事項に就いて、若干の私見を述べるが、当方は別に法律の専門家ではない。教育の殆どを戦前に受け、日本国憲法の講義は受けていない。

しかし、日本国憲法自身が

第十九条で 思想及び良心の自由はこれを侵してはならない と、「思想の自由」を規定している。また

第九十六条に 「憲法改正の手續き、その公布」 を明示している。

更に日本国憲法の前文に ここに主権が国民に存することを宣言しと主権在民を規定としている。

主権者の一人が憲法問題に就いて自由に発言できる事は、当然日本国憲法の認めるところである。勿論拙論に異見を持つ人もまた当然「同様の立場」にある。

周知のことと思われるが、行論の都合上、日本国憲法の前文と第九条を次に提示する。

#### 日本国憲法の前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由をもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われ

らは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する事を確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第二章 戦争放棄

〔戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

上記の事項に就いてコメントしたい事は多数あるがそれらは今は措き、

「戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認」について、これと全く対照的と思われる旧日米安保条約の一部を、次に提示する。

旧日米安保条約「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」

……日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の際において固有の自衛権を行使する有効な手段を持たない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よって、日本国は……アメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

……日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその付近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持する事を希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国及びその付近に維持する意志がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり……ことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

第一条……(駐留米軍は)極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起こされる日本国における大規模の内乱及び騒ぎようを鎮圧するため日本国政府の明示



の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

良く此処まで思い切ったことを言うものだと言ふほど「卒直に」述べられている。平和憲法には一顧も与えられていないと云つても良いのではないか。しかしこれは別に驚くことではない。アメリカが矛盾を感じているわけではなからう。新憲法も、旧日米安保条約も、戦勝国が戦敗国に、自国の国益に従つて「与えた」ものである。自国にとつて都合が悪くなれば変更または無視することに何の躊躇もないだろう。

日本国憲法と旧安保条約の「違い」を逐条的に見て行こう。

(一) 旧安保条約では「日本国は、武装を解除されている」と「正直に」書いてある。当然他律的に解除させられたのである。

一方日本国憲法では「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とある。

(二) 旧安保条約では

「日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有効な手段を持たない。」

とある。

これは、当然ながら、日本には固有の自衛権があり、自衛権の行使は戦力にある、と云う事を認めている。たまたま、「色々な都合で」日本には戦力がなくなったので「有効な手段を持たない」。これは、困った事になったといっているのである。

これは日本国憲法の第九条の文言とは全く背馳する考えである。

(三) 旧安保条約には

「無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。」とある。

これは日本国憲法の

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」

と、どの様に整合させるつもりか。余りにも違いすぎる。

(四) しかし、旧安保条約の様に考えてくれば、次の

「日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその付近に米国がその軍隊を維持する事を希望する。アメリカ合衆国は、平和と安全のために現在、若干の自国軍隊を日

本国及びその付近に維持する意志がある。」

は当然の帰結である。

当然ながら日本国憲法にはこれに対比する事項はない。強いて云えば上記引用の「全文」である。

旧安保条約のそれ以下の

「アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり……ことを避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。」

は、筆者が屢々言及し、又「誰が考えても」当然気付く

「戦勝連合国」の国益に従い、日本をして再び彼らの脅威とならぬようにすることが、彼らの対日政策の基本的態度である

と云う事を、明確に文言として示している。蛇足だが「自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する」と云う文言は、到底独立する二国間の協定文とは思われない。

さて、この様に日本国憲法と旧安保条約は明らかに背馳しているので、両者が共に正しい、という事はいえなからず従って

日本国憲法は正しい、が、旧安保条約は間違っている。

日本国憲法は間違っている、が、旧安保条約は正しい。

日本国憲法も、旧安保条約も間違っている。

の何れかになる。ではこの三つの中、どれが「正しく」て、どれが「間違っている」のか。

筆者は、此処で再び、平成六年七月九日、「金日成主席死去」に際し、緊急記者会見で朝鮮半島情勢分析会議を召集する理由を問われた際の、社会党の五十嵐官房長官が、表情を引き締めて答えたと云う

『国家というものは一年中いかなる場合も、国民の幸福な生活を保障して行かなければならない』との発言に注目する。

答は自ずから明かであろう。可能な限りに於いて、我国の国益を守る事、これが、主権を持つ我々国民が撰んだ為政者の任務である。

## 後書き

本稿の本来の目的は第三項の「憲法第九条及びその関連事項」にあり、「論考の基調」はそれへの布石で、「民主主義的・社会主義的政策と日本」は、「目的」に対しての論旨の補強の意も含めての添付、と云う気配もあります。しか

し、諸般の事情から、第三項は、論ずべき多くの論点を残したまま、極めて圧縮された形になってしまいました。この項は、稿を改めて再論したいと思っております。